

突然の取引先倒産で

慌てないために知っておきたい

「中小企業倒産防止共済」

の内容&上手な利用術



税理士・中小企業診断士 野村幸広

最近、取引先の倒産によって自らも倒産に陥る「連鎖倒産」が増えてきているといわれています。これを防ぐ方法の一つに、「中小企業倒産防止共済制度」への加入が挙げられます。

この「中小企業倒産防止共済制度」とは、連鎖倒産や著しい経営難に陥ることを防ぐための制度で、万一の事態が起こったときに資金の貸付を受けることができる共済制度です。

不況が長引くこのご時世ですから、このような制度を上手に活用して不測の事態に備えたいものです。

ここでは、「中小企業倒産防止共済制度」の詳しい内容や、利用する際の注意点を解説します。

「中小企業倒産防止共済制度」
は何のための制度か

中小企業倒産防止共済制度を理解するには、企業倒産のさまざまな原因を

キ
リ
ト
リ

知っておく必要があります。

2003年版中小企業白書では、企業の倒産原因を「販売不振」「赤字累積」「金融機関の融資引締め・拒絶」「放漫経営」「過小資本」「連鎖倒産」「その他」の七つに分類しています。

中小企業倒産防止共済制度は、このうちの「連鎖倒産」を防止するために設けられた制度で、経済産業省の関係団体である中小企業総合事業団が運営しています。

実際の加入申込等は、商工会議所、商工会連合会、商工会などの団体、銀行、信用金庫などの金融機関で取り扱っています。

ところで、「連鎖倒産」とはどのような倒産を指すのでしょうか？ 中小企業総合事業団のホームページでは「取引先事業者の倒産の影響を受けて、中小企業者が倒産する事態」と定義しています。

取引先には得意先と仕入先があります。人・無利子で貸付を受けることが可能です。

●掛金は法人税法上の損金になる

第二のメリットは、毎月支払う掛金が法人税法上の損金になることです。連鎖倒産の危機に備えるためには、この制度を活用しなくても、販売代金回収不能時に自社が支払不能に陥らないだけの資金力があればよいわけです。とすれば、みなさんは「利益の出ている会社なら、せつせと貯金をすればよい」と考えるでしょうか。

しかし、貯金はそのときに貯めた分しか万一の備えにならないほか、税負担後の利益から蓄えていくことしかできません。

現在、日本の法人税等の実効税率は40・87%といわれています。100万円の利益があっても、貯金に回せるのは約59万円までということになります（つまり、税引前利益の約60%しか

すが、ここでいう「取引先」は「得意先」と同じ意味と捉えてください。

いい換えると、「中小企業倒産防止共済制度」とは「業者相手の企業が、得意先業者の倒産（売掛金や受取手形などの代金回収困難）による資金不足から、倒産又は経営危機に陥ることを防止するための制度」ということができます。

「中小企業倒産防止共済制度」のメリット

中小企業倒産防止共済制度の内容をひと言でまとめると、次のようになります。

万が一取引先が倒産して販売代金回収が困難となった場合にはお金を貸します（共済金の貸付）。

ただし、毎月一定額の掛金を支払うことを条件とし、貸付金額は支払った

貯金できないのです。

一方で、共済制度に加入すれば、万が一のときには掛金として支出した10倍の貸付を受ける権利が確保できるうえ（場合によっては、利益から蓄えた貯金より大きい額の資金を調達することも可能ですよね？）、掛金自体は経費として支出することが可能です（貯金する場合は、利益を口座に振り替えても経費にはなりませんよね？）。

●連鎖倒産の危機 以外の事由でも貸付を受けることが可能

第三のメリットは、「連鎖倒産の危機」以外の事由でも無担保・無保証人・低利で貸付を受けることができる点です。

共済制度に加入して1年が経過していれば、取引先が倒産していなくてもすでに払い込んだ掛金の約70%までの資金を借りることができます。

また、加入期間の長さや払込みが済

掛金総額の10倍を限度とします。

保険ではありませんので、万が一のときに返済不要の保険金が支払われるわけではありません。

では、この制度に加入するメリットはどんなところにあるのでしょうか？

●共済金の貸付

第一のメリットは、何と「いつでも」必要ときに必ず資金を貸してくれる（共済金の貸付）ことです。

冒頭で紹介しましたが、倒産原因の一つに「金融機関の融資引締め・拒絶」があるほどです。日常どんなに金融機関と良好な関係を築いていたとしても、万が一のときに支援が得られるかどうかは分かりません。

この共済制度を利用すれば、万一の事態が起ったときは確実に資金を調達することができます。また、金融機関の貸付とは異なり、無担保・無保証

んでいる掛金の金額によっては、約95%までの借入が可能です。

●解約手当金が支払われる

第四のメリットは、解約した場合に解約手当金が支払われることです。加入後1年を経過して解約した場合、掛金払込総額の80%から100%の解約手当金を受け取ることができます。

実は、共済金の貸付を受けると、掛金払込総額から「貸付を受けた金額の1/10」が差し引かれるしくみになっています（つまり、「掛金払込総額が減る」次回以降に受ける貸付額や解約手当金が減る）を意味します。

しかしこれは、「保険事故が発生してから保険料を支払えばよい」ということと同義です。その証拠に、共済金の貸付を受けないまま解約した場合には、掛金の全額または多くの部分が戻ってくるシステムになっています。

「中小企業倒産防止共済制度」を利用する際の注意点

よいことばかりご紹介してきましたが、この「中小企業倒産防止共済制度」は連鎖倒産防止に万能の制度というわけではありません。カバーできるリスクの限界をよく知って利用することが大切です。

●貸付額には上限がある

もともと大きな注意点は、共済金の貸付最高限度額は3200万円だという点です。ですから、この限度額以上の回収不能リスクに備えることはできません。

また、制度に加入すればいつでも取引先倒産時に3200万円の貸付を受けることができるわけではありませんので注意が必要です。

貸付の上限は「掛金総額の10倍の範

囲内」です。正確には、「回収が困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額」のいずれか少ない額の範囲内で、契約者が請求した額」となります。

たとえば、掛金総額が100万円の時点では、1000万円と売掛金債権等の額のうち、いずれか少ない金額までしか借りることができません。

なお、掛金は月額5000円から8万円の範囲内（5000円きざみ）で加入者が自由に選択できます。

最高限度額3200万円の貸付を受ける権利を確保するためには、総額で320万円の掛金が必要ですから、最短でも40カ月の掛金納付が必要ということになります。

●加入後6カ月以上経過しなければ貸付を受けることができない

「今、そこにある危機」への対応にも限界があることを知っておいた方がよ

いでしょう。

共済金の貸付要件の一つに、「制度に加入してから6カ月以上経過」というものがあります。

取引先が倒産しただから…と制度に加入しても、半年以内はその取引先が倒産するリスクまではカバーできないのです。

●その他

共済金の貸付請求をする際は、倒産した取引先に対する売上債権等の額を確定するために、さまざまな書類の提出が必要になります。

倒産した取引先に対する売上債権が手形の場合は、コピーの提出とともに現物の提示が必要になります。

このとき、手持ちの手形を提示するのであれば問題ありませんが、割引に付した手形で共済金の貸付請求を行なう場合は、割引を依頼した金融機関の協力が必要になります。

このような場合は、共済金の貸付請求の手続きを確認すると同時に、金融機関との協議もすぐに始めるようにしてください。

ちなみに、最近の私のクライアントの例では、共済金の貸付請求から入金までの期間は1ヵ月もかからないということでした。

その他、中小企業倒産防止共済制度の詳細については、中小企業総合事業団がホームページ（左記参照）でQ&Aを紹介しています。さらに詳しく知りたい人はチェックしてみるとよいでしょう。

中小企業倒産防止共済制度 Q & A

http://www.jasmeac.go.jp/kyosai/c_husyou/menu.html

倒産を防止するための

その他の公的制度

中小企業金融公庫や国民生活金融公

庫では、さまざまな原因による倒産を防止するため、各種の特別貸付制度を設けています。

一例として、国民生活金融公庫の場合、次のような貸付を取り扱っています。

- ・倒産対策資金（連鎖倒産防止）
- ・経営支援資金、運転資金円滑化資金（販売不振や赤字累積による倒産防止）
- ・金融環境変化資金（金融機関の融資引締め・拒絶）による倒産防止

また、都道府県や市町村でも各種貸付を用意している場合があります。

興味のある人は、この機会に政府系金融機関や会社所在地の都道府県・市町村のホームページを訪れてみることをお勧めします。

倒産防止に関係しそうな制度融資のホームページを「お気に入り」に追加

したり、プリントアウトしたりして、万が一のときにすぐ参照できるように準備してみたいかがでしょうか？



●のむら ゆきひろ

1992年早稲田大学法学部卒業。同年税理士試験合格。会計事務所勤務、税理士・社労士としての共同事務所経営を経て、2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。2002年中小企業診断士登録。

e-mail info@nomura-co.com

URL <http://www.nomura-co.com>

【近況】9カ月の次男、5月号の近況報告時点では「寝返り」「お座り」程度の技でした。最近「ハイハイ」をするようになりました。本能のみで生きるところから一歩前進？